

食品安全関係情報(2月8日~2月22日 収集分)について

「食品安全関係情報」として食品安全委員会が収集したハザード毎の地域別情報件数の概要

		国際機関	北米		欧州		大洋州	アジア		中南米等	その他	合計
		WHO・FAO等	米国	カナダ	EU、EFSA	各国	FSANZ等	中国	各国	各国	報道、論文等も含む	
化学物質	化学物質・汚染物質	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3
	食品添加物	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	4
	農薬	0	2	0	3	1	0	1	1	0	0	8
	動物用医薬品	0	1	0	5	2	0	0	0	0	3	11
	器具・容器包装	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
微生物・プリオン・自然毒	細菌	0	3	1	0	3	0	0	0	0	1	8
	ウイルス	1	0	1	3	3	0	1	0	1	1	11
	原虫・寄生虫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プリオン	1	1	0	1	2	0	1	0	0	4	10
	植物性自然毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	カビ毒(マイコトキシン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	動物性自然毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	1	0	0	0	0	0	4	7	
新食品等	新食品	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	GMO	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	4
	健康食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アレルギー	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	4
	クローン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放射線照射	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ナノテクノロジー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肥料・飼料等	肥料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飼料	0	0	0	6	0	0	0	0	0	1	7
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	表示	0	0	0	3	1	1	0	0	0	0	5
	放射性物質	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	1	2	2	2	3	0	0	6	17
海外の食中毒	細菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウイルス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海外のリコール	化学物質	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	微生物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	異物混入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	表示違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		5	9	3	28	18	3	8	1	1	28	104

※収集期間については、主たる期間をいう。

食品安全関係情報(2月8日～2月22日収集分 104件)のうち、主なものの紹介 (詳細及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください)

【化学物質】

- ・ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR)、ジビエの銃弾による汚染影響などに関するシンポジウムを開催予定
- ・欧州委員会(EC)、牛肉製品に馬肉が混入していた問題に関し、欧州連合(EU)加盟国がECの管理計画を支持することを公表

【微生物・プリオン・自然毒】

- ・米国食品医薬品庁 (FDA)、ソフト熟成チーズによるリステリア症の定量的リスク評価書案を発表
- ・カナダ公衆衛生庁(PHAC)、カンピロバクターは食物を見つけるのに「サテライトナビゲーション(Sat Nav)」を用いるとの論文を紹介
- ・ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR)、スプラウト生産の衛生に関する会議結果を公表
- ・国際獣疫事務局 (OIE)、ブラジルのBSEステータスの現状維持を決定
- ・米国農務省(USDA)、国際獣疫事務局 (OIE) のBSE リスクステータス格上げ通知について発表
- ・ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR)、牛のBSE検査対象月齢の変更に関するQ&Aを公表

【新食品等】

- ・米国食品医薬品庁 (FDA)、遺伝子組換えサケに係る意見募集期間を60日間延長
- ・英国食品基準庁 (FSA)、食品アレルギーを持つ人に対し外食時の注意点を助言

【その他】

- ・カナダ保健省(Health Canada)、高齢者に対し食品安全の重要性について注意を喚起
- ・欧州食品安全機関(EFSA)、科学パネル等の全体会合の公開を歓迎する科学者や傍聴者の声を紹介

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○微生物・プリオン・自然毒—プリオン

ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR)、牛の BSE 検査対象月齢の変更に関する Q&A を公表
公表日：2013/2/13 情報源：ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR)
http://www.bfr.bund.de/cm/349/faqs-on-changes-to-the-bse-testing-age-for-beef-cattle.pdf
<p>ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)は2月13日、牛の BSE 検査対象月齢の変更に関する Q&A を公表した。</p> <p>欧州連合(EU)加盟国中 25 か国では 2013 年 3 月以降、健康と畜牛の BSE 検査を取りやめることが可能となるが、(健康と畜牛の BSE 検査を取りやめるか否か)独自に判断し、規則を制定することができる。ドイツは現在、6 歳(72 か月齢)超の健康と畜牛に BSE 検査を義務づけているが、BfR 及びフリードリッヒ・レプラー研究所(FLI)の共同見解に基づき、非定型 BSE 症例の収集及び新たな流行発生に際し速やかに対応するために、対象月齢を 8 歳(96 か月齢)超に引き上げて今後も健康と畜牛の検査を継続するとしている。BSE 検査に関する EU の新規規則の施行を機に BfR が作成した Q&A の概要は以下のとおり。</p> <p>Q1:非定型 BSE とは？</p> <p>A1:2004 年以降、従来の定型 BSE とは別に、非定型 BSE の孤発例が確認されるようになった。非定型 BSE は H 型及び L 型の 2 種類に区別される。これらは病原性たん白質の生物学的特性において相互に異なり、また、定型 BSE と異なるものである。牛における非定型 BSE の症状は定型 BSE と同様であるため、確認診断検査によってのみ判別が可能である。2 つの型とも 8 歳超の牛に多く見られる。これまでに非定型 BSE は EU、カナダ、米国及び日本で発見されており、全世界で 64 頭が報告されている。世界的に高齢牛において低い頻度で発生し、個体間における関連性がないという疫学情報から、非定型 BSE は自然発生すると考えられている。そのため、非定型 BSE の孤発例は今後も続くと思料する人もいる。しかし、非定型 BSE に関する知見の数はまだ限られている。</p> <p>Q2:ドイツで BSE は今でも発生しているか？</p> <p>A2:ドイツで出生した牛では、2000 年に初めて BSE 感染牛が確認されて以来、413 頭の BSE 感染牛が報告されている。2009 年を最後に報告例はない。</p> <p>Q3:BSE から消費者を保護するためにどのような措置が取られているのか？</p> <p>A3:最も重要な措置は、と畜時における特定危険部位(SRM)と呼ばれる部位の除去及び適切な廃棄処理である。更に、動物性たん白質(「肉骨粉」)を含む飼料の反すう動物への使用を禁止している。また、6 歳超の健康と畜牛の BSE 検査を義務付けている。</p> <p>Q4:SRM とは？</p> <p>A4:BSE 病原体が含まれることが分かっている組織及び内臓を指す。12 か月齢超の牛の脳を含む頭蓋、眼球、脊髄、30 か月齢超の牛の脊柱、及び全月齢の牛の扁桃、腸管及び腸間膜である。</p> <p>Q5:ドイツでは、BSE 検査は定期的に行われているのか？</p> <p>A5:現在、6 歳(72 か月齢)超の全ての健康と畜牛に対して BSE 検査を実施している。さらに、48 か月齢超の緊急と畜牛及び全月齢の臨床的に疑われる牛についても BSE 検査を実施している。</p> <p>Q6:BSE 迅速診断検査の利点は？</p> <p>A6:当該検査では、と畜牛の脳検体中の病原性異常プリオンたん白質が検出できる。しかしこの検査方法は、感染が進行し、BSE 病原体が検出可能レベルにまで増えた段階にある牛にのみ有効である。また、非定型 BSE 症例の検出においても当該検査は信頼性がある。</p>

Q7:他の EU 加盟国では、と畜前検査は無作為抽出検査だけでよいとされているのはなぜか？

A7:現在、EUにおいてBSEはほとんど発生していないことから、新しいEU規則では、義務付けられているBSE検査体制の緩和が盛り込まれた。今年の1月からは、25の加盟国において、無作為抽出検体の検査だけで十分とし、さらに3月からは、健康と畜牛については、BSE検査を全面的に廃止することも可能となるが、各国独自に法制化を行うことができる。

Q8:ドイツでは、検査対象を72か月齢超から96か月齢超に引き上げてBSE検査を継続するのはなぜか？

A8:新しいEU規則では、加盟国は今年3月以降、BSE検査体制に関して独自の規則を制定するか、又はBSE検査を全面的に廃止するかを決定することが認められている。ドイツでは、健康と畜牛に対する検査の継続が連邦政府によって決定された。検査対象を72か月齢超から96か月齢超に引き上げる決定は、BfR及びFLIの共同見解に基づく。BfR及びFLIは、8歳超の牛に対するBSE検査の継続は、今まで認識されていない新型(非定型)BSEの見落としを防止する上で役立つと考える。検査月齢条件の緩和により、消費者に対するリスクが増すことはない。BSE感染牛は年々高齢化してきている。BSE感染牛は全てBSE予防対策が実施される以前に生まれているといえる。

Q9:BSE検査を実施していない若齢牛は、喫食しても安全なのか？

A9:現在のところ、BSE感染牛の食肉が原因で感染した証拠はない。ドイツ産の牛では2009年以降、BSE感染が確認されていないうえ、と畜時のSRM除去が現在も義務付けられていることから、若齢牛の食肉がBSE病原体に汚染されるリスクはほぼ無視できる。ゆえに、BfRは96か月齢以下の健康と畜牛のBSE検査はやめてもよいと考える。

Q10:他のEU加盟国産の牛肉は安全か？

A10:と畜時におけるSRMの除去及び適切な廃棄処理は、EU全域において引き続き義務付けられている。これは最も重要な消費者保護措置である。

○関連情報

欧州委員会(EC) : 健康と畜牛の新たなBSE検査体制に関するプレスリリースを公表(2012年12月13日)

新たなBSE検査体制では、ブルガリア及びルーマニアを除く全てのEU加盟国において健康と畜牛のBSE検査を廃止できる。リスク牛(死亡牛、緊急と畜牛、臨床的に疑われる牛)の検査体制の変更はない。と畜時のSRMの除去に関しては、公衆衛生保護のための中心的措置であることから変更はない。

<http://europa.eu/rapid/midday-express-13-12-2012.htm>

欧州連合(EU) : EU加盟25か国による牛海綿状脳症(BSE)の年間モニタリングプログラムの対象からの健康と畜牛の除外を可能にするため法令を一部改正(2013年2月6日)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:035:0006:0007:EN:PDF>

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR) : 96か月齢超の健康と畜牛のBSE検査は継続すべきとの見解(2013年1月14日)

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/healthy-cattle-slaughtered-above-8-years-of-age-should-continue-to-be-tested-for-bse-in-germany.pdf>

アイルランド農業・食料・海洋省 : 2013年4月1日から健康と畜牛のBSE検査を廃止する予定(2013年1月11日)

<http://www.agriculture.gov.ie/press/pressreleases/2013/january/title.68328.en.html>

英国食品基準庁(FSA) : 政府に対して72か月齢超の健康と畜牛のBSE検査の廃止を提言する意向(2012年12月11日)

http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2012/dec/bsetesting#.UOqAUK_XxCA

厚生労働省 : BSE検査の対象月齢を現行の20か月齢超から30か月齢超に引き上げる等、BSE対策の見直しを実施(2013年2月1日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002uj1k.html>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム (<http://www.fsc.go.jp/fscisci/>) をご覧下さい。